平成２３年（再イ）第４号
静岡県富士市今泉2927―１　アルビレオ202
再生債務者　大丸　靖徳
１　決議に付する再生計画案　平成23年８月30日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年10月24日
３　再生計画案に対する回答期間　平成23年10月24日まで
平成23年９月26日
鹿児島地方裁判所川内支部個人再生係

平成２３年（再イ）第５号
鹿児島県出水市武本13968番地３
再生債務者　大丸みのり
１　決議に付する再生計画案　平成23年８月30日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年10月24日
３　再生計画案に対する回答期間　平成23年10月24日まで
平成23年９月26日
鹿児島地方裁判所川内支部個人再生係

平成２３年（再イ）第１９号
青森県八戸市大字尻内町字泉沢６番地
再生債務者　上野　敏彦
１　決議に付する再生計画案　平成23年９月20日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年11月１日
３　再生計画案に対する回答期間　平成23年11月１日まで
平成23年９月27日
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

小規模個人再生による再生計画取消

平成１９年（再イ）第３２９号
東京都江東区亀戸７―12―１、認可決定時の住所東京都江東区亀戸９―27―12
再生債務者　鈴木　善夫
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成19年９月18日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年９月26日
東京地方裁判所民事第20部

平成１９年（再イ）第３８号
北海道北斗市本町405番地の14
再生債務者　向出　多志
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成19年10月３日に認可した再生計画には、民事再生法に定める事由がある。
平成23年９月27日　函館地方裁判所

平成１９年（再イ）第１３号
三重県南牟婁郡御浜町大字下市木4020番地
再生債務者　畑中　康弘
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成20年１月７日に認可した再生計画には、民事再生法に定める事由がある。
平成23年９月22日　津地方裁判所熊野支部

平成１９年（再イ）第２８９号
兵庫県西宮市久保町11番24号
再生債務者　撫原こと桂こと　吉田　聖子
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成20年４月30日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年９月26日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２０年（再イ）第２０号
鳥取県東伯郡琴浦町大字太一垣10番地３　県住４号
再生債務者　古川　賢一
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成21年２月16日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年９月26日　鳥取地方裁判所倉吉支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２３年（再イ）第３８号
埼玉県川越市新富町１丁目12番地３　ベルメゾン川越サザンスケープ205号室
再生債務者　和田　公久
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成23年９月27日
さいたま地方裁判所川越支部

小規模個人再生による免責決定

平成２３年（モ）第３０２７号
北海道北広島市大曲南ヶ丘２丁目５番地７
再生債務者　奥山久美子
１　主文　再生債務者を免責する。
２　理由の要旨　再生債務者が再生計画を遂行することが極めて困難であり、かつ、民事再生法235条１項各号に定める事由がある。
平成23年９月27日
札幌地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２２年（再ロ）第３３号
埼玉県加須市南町７番45号　グランビア南106号室
再生債務者　高田　勢也
１　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年10月17日まで
４　一般異議申述期間　平成23年10月31日から平成23年11月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再ロ）第７０号
大阪市都島区大東町３丁目３番１―303号
再生債務者　村上　智彦
１　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年10月24日まで
４　一般異議申述期間　平成23年10月27日から平成23年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第１号
鳥取県東伯郡琴浦町大字別宮363番地
再生債務者　石坂　勝正
１　決定年月日時　平成23年９月26日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年10月24日まで
４　一般異議申述期間　平成23年11月７日から平成23年11月28日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（再ロ）第３号
沖縄県中頭郡北谷町字港９番地29　２Ｆ
再生債務者　宮里　政成
１　決定年月日時　平成23年９月26日午後１時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年10月24日まで
４　一般異議申述期間　平成23年11月７日から平成23年11月14日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（再ロ）第１号
三重県伊勢市御薗町高向2023番地９
再生債務者　楠　　久司
１　決定年月日時　平成23年９月27日午前９時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年10月25日まで
４　一般異議申述期間　平成23年11月１日から平成23年11月15日まで
津地方裁判所伊勢支部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第１００２９号
東京都江戸川区一之江７―48―８―Ｄ１
再生債務者　大塚　博美
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年９月21日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年10月６日まで
平成23年９月22日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第３号
北海道旭川市南４条通26丁目497番地　角谷
再生債務者　小堀真紀子
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年９月９日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年10月24日まで
平成23年９月26日　旭川地方裁判所民事部